

保健所と秋田市の乳幼児健診の連携と二次相談機能の充実に関する研究

佐藤美智子¹⁾，佐々木東子¹⁾，春日 静子¹⁾，伊藤 玲子¹⁾

要約：秋田保健所と秋田市は母子保健法にもとづき、乳幼児健診は一歳六ヵ月時点までは市役所で三歳児健診は保健所で、従事者も相談票もそれぞれの方式で実施しているが両者ができるだけ連携して効果的な健康診査を実施できることを目的に、現在ばらばらに行われている三歳児健診協議会及び秋田市の乳幼児健康管理研究会で乳幼児健診システムの一本化を協議していくこととした。なお保健所では二次相談機能としてこれまで行って来た低体重児クリニック、幼児健康教室の他にスクリーニングされた児を観察する育児学級を検討する。

見出し語：乳幼児健康管理研究会、乳幼児健康カード、二次相談機能

研究方法：毎年実施している保健所三歳児健診協議会（秋田市小児科医会、秋田市歯科医師会、児童相談所、保健所）及び秋田市乳幼児健康管理研究会（秋田市小児科医会、秋田市歯科医師会、保健所、秋田市）それぞれに平成2年度から秋田市で実施している乳児、1歳6ヵ月児健診に保健所の三歳児健診を連携させたい旨を提案し了承を得、次の事項について検討することとした。

- 1) 保健所と秋田市の実務担当者が定期的に話し合いを持ち両者の役割を定める。
- 2) 県の新しい乳幼児相談票が出来るまで暫定的に連携カードを作成して使用するとともに、健診現場での問題点を改善して行くこと。

3) 秋田市及び管内3町の希望している二次相談機能として保健所に現在ある低体重児クリニック、幼児健康教室のほか、市民が気軽に利用できる育児学級も増設するとともに、在宅障害児援助システムを検討していく。

現状と考察：現在保健所で行っている三歳児健診は年間3000人も来所し混雑する健診である。

受診児への通知は広報一本であるため、来所人員は不定であり、アンケートは来所時に記載させている。

問診は出生時点から育児歴を母親に確認しているので長時間かかり、特に言葉や精神発達に問題ある児にとって1歳6ヵ月健診の情報がな

・1) 秋田県秋田保健所 (Akita Pubric Health Center, Akita Pref.)

く母親の記憶にたよっている現状である。

一方市役所の側からみると、乳幼児健診最後の三歳児健診結果を個人の情報としてつかむことができない。

健診後の追跡も夫々のやり方で行っている。これらをドッキングさせ、同一の対象児が同一のシステムの中で成長のふし目の健診を受けることが出来ないだろうか。

第一段階として、平成2年度より、保健所の三歳児健診結果を秋田市の乳幼児健康カードに添付することとし、対象児保護者には平成2年度より乳幼児健診は、保健所と市と合同して実施していくことを周知することとした。

第二段階として、保健所の各室が従来の結核クリニック中心の設備であり母子相談や育児学級を行うのに適した構造になっていない現状である。

地域への相談窓口として、あるいは乳幼児健診の二次相談の場として、これからの保健所の設備、備品の整備は大切なことである。一次健診で短時間された乳児や育児に不安がある親がゆっくり相談したり、遊ばせながら観察したり、グループワークをする部屋等が備えられるべきであるし、その中で専門的援助がなされるよう検討したい。

第三段階として、乳幼児健診の結果や育成医療、養育医療、小児慢性特定疾患等の情報から家庭における障害児を援助するシステムを地域の社会資源（ヘルパー、保母、助産婦、福祉事務所、児童相談所、医療機関）と連携しながらすすめていくことにした。

表1.

福島市母子保健対策体系一覧

母子保健活動の目標：心身障害児の発生予防及び早期発見と早期療育育児への支援

	事業項目	事業内容	実施内容		根拠 (法律・要綱)
			福島市	県(保健所)	
結婚	母子保健指導事業	・講習会 └─ 婚前・新婚学級 └─ 母親・育児学級	妊婦教室 家庭教育学級 育児教室	婚前学級 新婚学級 母親学級	・母子保健法8条 ・ 市町村母子保健 事業実施要綱
妊娠	妊娠届出		母子手帳交付		・母子保健法15条 16条
	栄養強化事業	・母子栄養食品の支給			
	母子保健推進員 活動事業	・推進員の設置			
	妊婦健康診査		妊産婦訪問	妊婦健康診査 (医療機関 委託) 妊婦Hb s 抗原検査 委託助産婦 訪問指導	・母子保健法13条 ・" 17条
出生	出生届 新生児出生申告書	① 妊産婦・乳幼児の 健康・栄養に関するこ と ② 妊娠・分娩・産褥に 関すること ③ 育児に関するこ と ④ 家族計画に関するこ と ⑤ その他保健衛生に関 すること	新生児訪問	未熟児訪問	・" 19条 (県から市への委託は 27条の適用による)
	乳幼児等保健相談 事業		乳児訪問 (第1子・継続・依頼)	神経芽細胞腫 検査	・" 10条 ・" 11条 ・" 13条 ・" 14条
	乳幼児健康診査		4カ月健康診査 三種混合受診券発行	乳幼児クリニック (仮)	
			10カ月健康診査	発達相談(仮)	・厚生事務次官通知 ・1才6カ月健康診査 実施要綱
1才	1才6カ月健康診査		1才6カ月健康診査 └─ 一般健康診査 └─ 歯科健康診査 └─ 精密検診(病院委託)		
3才	3才児健康診査			3才児健康診査 ┌─ 一般健康診査 ├─ 歯科健康診査 └─ 精密検診 身体障害児 療育相談	母子保健法12条 ・児童福祉法19条 20条

[63/9/30作成]
[元/2/13修正]

表2.

まとめ 市の健診等から乳(幼)児クリニック・幼児事後健診へ(ケースの送り方
事後フォローについて)

	乳児(4ヵ月・10ヵ月健診等)	幼児(1歳6ヵ月健診等)												
目的	(乳児クリニック) 健全な発育発達を図り適切な養育指導や 関係機関へ継続する。 (乳児の異常な発見と適切な機関へ) 継続する	(幼児事後健診) 幼児事後健診及び家庭訪問により、精神運動 発達等の観察と要する乳児に対し適切な 養育指導援助を行い、健全な発育発達を図る ことを目的とする。												
実施時期	○基本 第1週 木曜日(月) 9~12am <table border="1"><tr><td>1週</td><td>・健診要観察者 ・低体重児(4ヵ月健診後診)</td><td>要する乳児と</td></tr><tr><td>2週</td><td>・クリニックにて観察には乳児</td><td>適切な機関へ</td></tr><tr><td>3週</td><td>・ダウン症児 CP ・こはのまぐい</td><td>継続する</td></tr><tr><td>4週</td><td>・クリニック ・幼児事後健診にて観察した乳児</td><td>保育や療育機関 相談の場とする</td></tr></table>	1週	・健診要観察者 ・低体重児(4ヵ月健診後診)	要する乳児と	2週	・クリニックにて観察には乳児	適切な機関へ	3週	・ダウン症児 CP ・こはのまぐい	継続する	4週	・クリニック ・幼児事後健診にて観察した乳児	保育や療育機関 相談の場とする	平成元年 4月25日(火) 6月27日(火) 8月22日(火) 9~12am 10月24日(火) 12月26日(火) 平成2年 2月27日(火)
1週	・健診要観察者 ・低体重児(4ヵ月健診後診)	要する乳児と												
2週	・クリニックにて観察には乳児	適切な機関へ												
3週	・ダウン症児 CP ・こはのまぐい	継続する												
4週	・クリニック ・幼児事後健診にて観察した乳児	保育や療育機関 相談の場とする												
対象	・4・10ヵ月健診(主に発達を要観察者) ※ 早めに送る ※ 明らかに大きな異常は医師の指示により他へ 紹介する。 例(右)カサリ、未定規、下唇緊張、左右差、頭囲大、眼瞼- 動き、表情乏しい、首筋の動き、姿勢の異常、発達の遅れ)	・1.6健診(主に精神発達) ※ 大きな問題を持つと予想される児は早めに 送る。(地区へ抱えてこまない) ※ 精検処方方が有効とされる児は精検対応。 例(こはのまぐい、精神・運動発達遅れ、多動) こはのまぐいの対象のめやす ① 1.6健診 単診①→14ヵ月確認②の時 ② 単診②→2ヵ月確認③の時												
予約方法	○担当PHN→直接 H.C. 加藤 PHN に予約 (月日・時間確認) ○ケースカルテ情報のコピー→前日まで H.C. (担当PHNが責任を担う) 送付する。	○担当PHN→10日前まで 加藤 PHN へ (①対象名簿 一括して送付。→一括して ②カルテコピー 送付。→H.C.)												
ケース連絡	○担当PHN→ケースに連絡 (方法は自由) まとめ 加藤 PHN 4 後天...	○加藤 PHN→(はがき連絡)→ケース (受付時間ケースの希望に添うことも可能。 加藤 PHNに申し入れること。)												
結果	○ H.C.→(一覧表 個票)→加藤 PHN→地区 PHN 津守稲穂検査は除く。必要は時々は個人的に交渉のこと。	※ H.C.よりの結果。 ① 事後対応を誰が 担当して行くか明確に ② 精検の扱いに注意。												
事後管理	○ケース把握→台帳記入→健診→結果 台帳記入→対応状況 (記入例別紙参照) ○台帳管理(本方→加藤 PHN (乳児・幼児) 担当 担当者選定のこと (ともに実施) 飯坂草野 吉妻 渡辺正子 後天-月手 松川 大輔)	まとめ												
その他	当日より PHNは入りません。内容の詳細を把握したい場合は担当PHNが入ることは可能です。													
精検の扱い	(問題点)→当日の健診で精検の指示のもと他機関へ紹介されると、そこで事後継続 の担当が不明確になり途切れる。又、精検結果が戻るシステムがない。この ため、事後フォローの際、という診断で、ケースにどこまで介入しているからから なので、確実な指導が展開しにくい。 (改善点)→精検結果および未受診対策は紹介状を出した H.C.で確認。 精検結果に PHNへの指示書と挿入。※精検は 精検+訪問(加藤 PHN)で済む													
未受診	○地区担当 PHNが責任をもちて追跡する													

その他の事項については、要綱に従う。

表3. 平成元年度乳幼児健康診査と事後管理

福島市

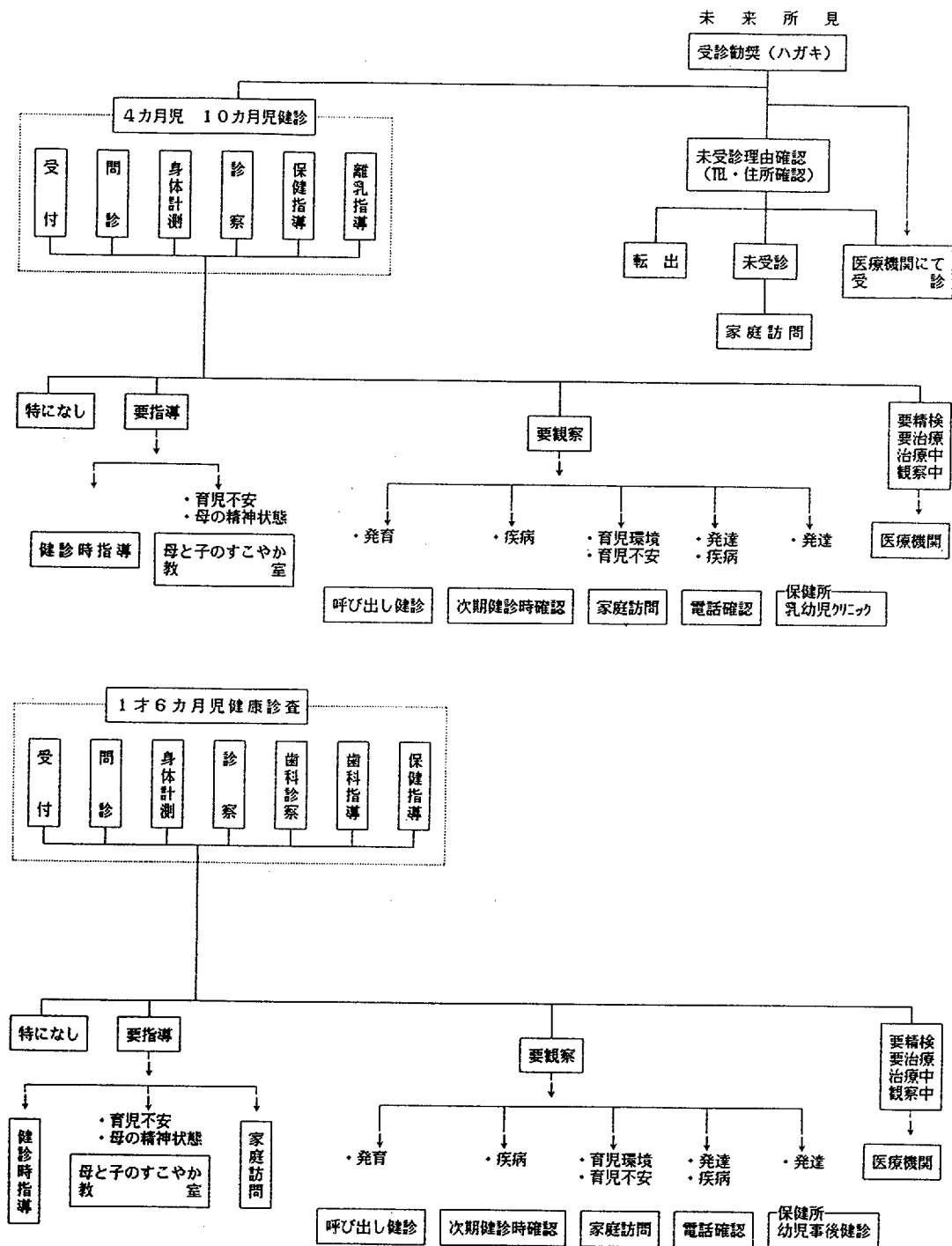
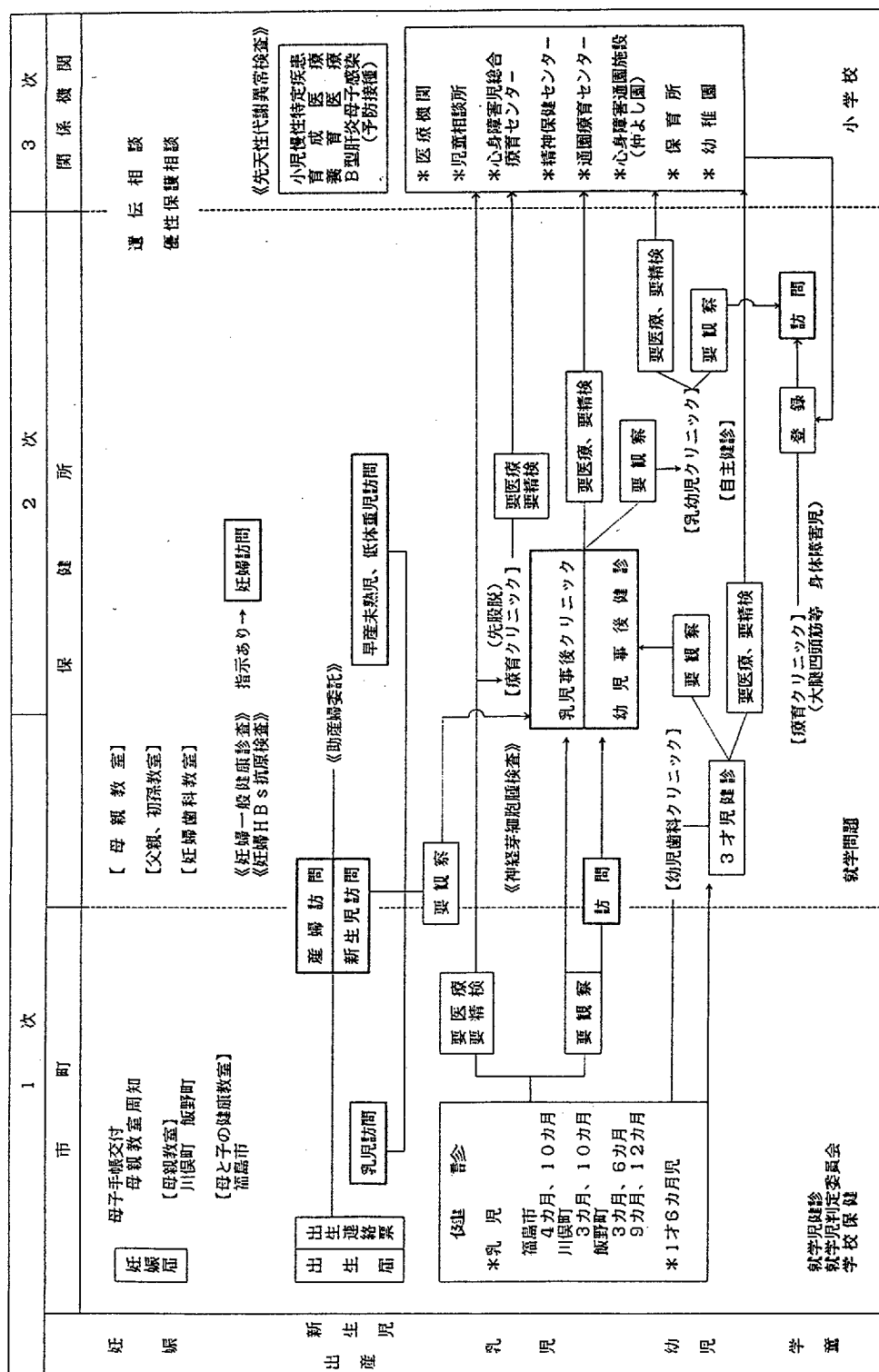
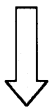


表 4.





検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:秋田保健所と秋田市は母子保健法にもとづき、乳幼児健診は一歳六ヵ月時点までは市役所で三歳児健診は保健所で、従事者も相談票もそれぞれの方式で実施しているが両者ができるだけ連携して効果的な健康診査を実施できることを目的に、現在ばらばらに行われている三歳児健診協議会及び秋田市の乳幼児健康管理研究会で乳幼児健診システムの一本化を協議していくこととした。なお保健所では二次相談機能としてこれまで行って来た低体重児クリニック、幼児健康教室の他にスクリーニングされた児を観察する育児学級を検討する。